

○所沢市就学援助実施要綱

平成22年3月31日

改正 平成24年10月31日

平成26年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、原則として所沢市内に住所を有し、所沢市立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護」という。）
- (2) 所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が要保護に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護」という。）

(準要保護)

第3条 準要保護とは、原則として、前年所得の合計が、前年12月末日の生活保護基準を基に算出する次の金額に満たない世帯に属する者をいう。

[（生活扶助第1類＋生活扶助第2類＋期末一時扶助の12分の1＋教育扶助基準額＋母子加算＋障害者加算）×1.3＋住宅扶助及び給食費]×1.2

2 前項の規定にかかわらず、収入が著しく減少している者については、収入状況等を審査の上、準要保護に認定することができる。

（平26年3月31日・一部改正）

(就学援助費)

第4条 就学援助費は、次に掲げるものとする。ただし、要保護については、生活保護費から支給されない経費を対象とする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴うもの・伴わないもの）
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 体育実技用具費
- (8) 医療費

2 支給額は、予算の範囲内において、別に定める額とする。

（平24年10月29日・一部改正）

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者は、教育委員会に就学援助の申請をし、援助の資格について、認定を受けなければならない。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第2条及び第3条の規定に基づいて認定の可否を決定し、その結果を申請者及び校長に通知するものとする。

2 認定にあたっては、必要に応じて所沢市福祉事務所長等に照会を行うものとする。

3 前条の申請が、当該月の15日までになされた場合は、原則として、当該月の初日を認定日とする。

(援助の方法)

第7条 認定日から当該年度末までにおいて、就学援助費については、申請者が校長へ受領を委任する場合を除き、申請者に支給するものとする。ただし、医療費については、別に定める方法により、援助を行うものとする。

2 校長は、受領を委任されている就学援助費については、書類を整備し、適正かつ迅速に申請者に支払い等をしなければならない。

(平24年10月29日・一部改正)

(認定の取消)

第8条 教育委員会は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 援助を辞退したとき。

(3) 虚偽の申請をしたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(所沢市要保護及び準要保護認定要綱の廃止)

2 所沢市要保護及び準要保護認定要綱(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。

(準要保護の認定の特例)

3 当分の間、第3条第1項の規定の適用については、同項中「前年12月末日」とあるのは、「平成24年12月末日」とする。

(平26年3月31日・追加)

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。